

## 事業者指導の状況

### 1 特定商取引法に基づく行政処分

取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認められたため、業務改善を図るよう指示し、又は業務を停止するよう命令しました。

	処分年月日	処分内容	取引類型 (商品・役務の内容)	違反内容
1	平成 21 年 10 月 20 日	指 示	訪問販売 (学習教材)	・ 契約書面の記載不備 ・ 債務履行の遅延
2	平成 25 年 3 月 29 日	指 示	訪問販売・通信販売 (ミシン)	・ 勧誘目的等不明示 ・ 契約書面の記載不備 ・ 通信販売広告の表示義務違反
3	平成 28 年 3 月 9 日	業務停止 3 か月	訪問販売 (低周波・電気マッサージ 組合せ家庭用医療機器)	・ 勧誘目的等不明示 ・ 不実の告知
4	平成 28 年 6 月 28 日	業務停止 3 か月	特定継続的役務提供 (エステティック)	・ 概要書面及び契約書面の不交付 ・ 債務の一部履行拒否
5	平成 29 年 2 月 21 日	指 示	訪問販売 (排水管洗浄、防蟻処理、 住宅リフォーム工事など)	・ 勧誘目的等不明示 ・ 契約書面の記載不備
6	平成 31 年 3 月 8 日	業務停止 3 か月 指 示	訪問販売 特定継続的役務提供 (結婚相手紹介サービス)	・ 契約書面の記載不備 ・ 重要事項不告知 ・ 概要書面の不交付 ・ 契約書面の記載不備

※上記の事業者については、特定商取引法に基づく行政処分に併せて、長野県消費生活条例に基づく勧告を行っています。

### 2 行政指導（是正指導）

不当な取引行為を行う事業者に対して、是正指導を行いました。

- ・ 平成 25 年度 4 件
- ・ 平成 26 年度 1 件
- ・ 平成 27 年度 5 件
- ・ 平成 28 年度 3 件
- ・ 平成 29 年度 2 件
- ・ 平成 30 年度 2 件（平成 31 年 2 月末時点）